

～不屈の精神で立ち上がる事業者への支援～

## 新型コロナウイルス対応販売促進事業補助制度の追加実施

（予算額：10,000千円）

小規模事業者等が行う販促グッズ制作や、テイクアウト等にかかる**販売促進費用を最大10万円支援**する“新型コロナウイルス対応販売促進事業補助制度”を、本年度3回目として期間限定で実施し、年末年始の商戦期に向けた誘客促進を図る事業者を応援します。

### ● 制度の概要

#### 対象者

市内に事業所を有するすべての商工業者及び飛騨市に住民登録を有する個人（大規模店舗、フランチャイズ等は除く）で、以下の要件を全て満たす方

- 販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- 市税等を完納していること

#### 対象経費

- ① 店舗・施設・メニュー等を紹介するパンフレット、リーフレットその他印刷物の作成費用
- ② パンフレット・リーフレット等を配布するために必要な、事業者へ委託する費用
- ③ 月刊誌などに広告を掲載するための費用
- ④ テイクアウトや出前に要する消耗品費

#### 注意

下記のもの是对象となりません

- 備品、汎用性の高い消耗品類（例：家庭用プリンターインク、印刷用紙、パソコン、カメラ等）
- 切手、葉書及び特定封筒の購入費

#### 補助率

**10/10（上限10万円）**

#### 対象期間

令和2年11月2日（月）～令和3年1月31日（日）

### ● 申請方法

- 事業着手（事業経費の事前支払も含む）前に、補助金交付申請書及び必要な添付書類を提出してください。

**注意** 事業着手後の申請は補助対象と認められませんのでご注意ください。

- 補助金交付申請書は令和2年10月末以降、飛騨市ホームページへ掲載予定です。また、飛騨市役所商工課、各振興事務所窓口でもお渡しが可能です。

【問合先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901